

## 【発行者情報】

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	株式会社アンサーホールディングス Answer Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三谷 俊介
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号
【電話番号】	093-953-9927
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 前田 啓美
【担当J-Adviserの名称】	G-F A S 株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 栄一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目1番1号八重洲ダイビル8階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://gcafes.com/jp/services/financial/">https://gcafes.com/jp/services/financial/</a>
【電話番号】	03-6228-6162
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アンサーホールディングス <a href="https://answerholdings.co.jp/">https://answerholdings.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自 2023年 7月1日 至 2023年 12月31日	自 2024年 7月1日 至 2024年 12月31日	自 2025年 7月1日 至 2025年 12月31日	自 2023年 7月1日 至 2024年 6月30日	自 2024年 7月1日 至 2025年 6月30日
売上高 (千円)	911,956	849,762	1,034,207	1,852,096	1,819,530
経常利益 (千円)	40,963	35,260	85,767	67,165	10,804
親会社株主に帰属する中間（当期） 純利益 (千円)	48,456	40,506	56,768	71,940	21,342
中間包括利益又は包括利益 (千円)	43,970	23,993	56,768	70,961	4,829
純資産額 (千円)	366,139	417,123	454,728	393,130	397,959
総資産額 (千円)	5,170,702	5,846,297	6,012,766	5,632,916	5,915,345
1株当たり純資産額 (円)	523.06	595.89	649.61	561.62	568.51
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	69.22	57.87	81.10	102.77	30.49
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.1	7.1	7.6	7.0	6.7
自己資本利益率 (%)	14.1	10.0	13.3	20.1	5.4
株価収益率 (倍)	15.0	18.0	12.8	10.1	34.1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,618	△99,150	89,911	240,910	△66,817
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△215,379	△5,532	△249,593	△622,720	△131,204
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	63,718	203,179	△23,517	420,626	272,757
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	1,004,695	1,226,051	1,019,090	1,127,554	1,202,289
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	111 〔16〕	94 〔17〕	98 〔13〕	98 〔18〕	100 〔13〕

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 第9期中間期、第9期、第10期中間期、第10期及び第11期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中平均人員数を〔 〕外数で記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
売買再販事業	38 [2]
賃貸管理事業	22 [2]
リフォーム事業	6 [-]
全社 (共通)	32 [9]
合計	98 [13]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含み、派遣社員を除く) は、当中間連結会計期間の平均人員 (1日8時間換算) を [ ] 内に外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、主に管理部門等に所属している者であります。

##### (2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
5	49.8	5.2	5,120

セグメントの名称	従業員数 (人)
全社 (共通)	5
合計	5

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、主に管理部門等に所属している者であります。

4. 平均勤続年数は、転籍者の転籍元の勤続年数を通算して算出しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善がみられる中で景気は緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇の継続に伴う消費者マインドへの影響や、金利政策の動向、海外経済の先行き不透明感等を背景として、引き続き注意を要する状況が続いております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、実需を中心とした需要は底堅く推移している一方、建築費・人件費等の上昇に伴うコスト負担や、金利動向が住宅取得行動等に与える影響について注視が必要な状況にあります。また、住宅建設を取り巻く環境は弱含みで推移しており、物件供給や取引動向は地域・物件種別によって、市況のばらつきが認められます。

このような環境の中、当社グループは市場競争力の向上を図るため、主力事業である「売買再販事業」「賃貸管理事業」「リフォーム事業」それぞれにおいて、仕入・販売・管理品質の強化、グループ連携による受注獲得、ならびに販管費の適正化に取り組み、収益性の改善に努めてまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,034,207千円（前年同期比21.7%増）、営業利益は110,767千円（同93.4%増）、経常利益は85,767千円（同143.2%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は56,768千円（同40.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### <売買再販事業>

売買再販事業におきましては、北九州市中心の事業展開に加え、福岡市および近郊エリアも含め、買取・仲介情報の収集を強化し、仕入の質と回転率の向上に注力してまいりました。また、新規で2店舗出店したことや積極的な採用を行った結果、前年を上回る販売実績となりました。

これらの結果、売買再販事業における当中間連結会計期間の売上高は544,600千円（前年同期比48.0%増）、セグメント利益は144,516千円（前年同期比58.6%増）となりました。

#### <賃貸管理事業>

賃貸管理事業におきましては、主力とする賃貸物件について、比較的安定した賃料水準を維持しつつ、入居率の向上および滞納率の改善等に取り組み、賃貸収入の安定的な確保に努めてまいりました。加えて、資本業務提携に伴う事業のスリム化および業務効率化を実現し、収益性の改善に繋げてまいりました。

これらの結果、賃貸管理事業における当中間連結会計期間の売上高は355,474千円（前年同期比3.3%減）、セグメント利益は121,335千円（前年同期比12.8%増）となりました。

#### <リフォーム事業>

リフォーム事業におきましては、売買再販事業との連携による中古住宅＋リフォーム提案を推進するとともに、紹介・反響の獲得に向けた営業施策を継続し、受注の積み上げに努めてまいりました。一方で、採算管理（見積精度の向上及び原価管理の徹底）に取り組んできたものの、資材価格や協力会社の人件費等の上昇の影響を受け、粗利率の確保に課題を残しました。

これらの結果、リフォーム事業における当中間連結会計期間の売上高は131,598千円（前年同期比20.0%増）、セグメント利益は12,783千円（同30.0%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて183,199千円減少し1,019,090千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は89,911千円（前年同期は99,150千円の使用）となりました。

これは主として、販売用不動産の増加額82,941千円、利息の支払額29,853千円等により資金が減少した一方、税金等調整前中間純利益の計上85,767千円に加え、減価償却費の計上59,027千円により資金が増加したことによります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は249,593千円（前年同期は5,532千円の使用）となりました。

これは主として、敷金及び保証金の回収による収入640千円等により資金が増加した一方、有形固定資産の取得による支出248,290千円等により資金が減少したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は23,517千円(前年同期は203,179千円の獲得)となりました。

これは主として、短期借入金の純増加額121,600千円、並びに長期借入れによる収入54,263千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出89,114千円、社債の償還による支出110,000千円等により資金が減少したことによります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

### (1) 生産実績

当社グループが営む事業につきましては、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績を記載しておりません。

### (2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
売買取販事業	241,645	91.3
合計	241,645	91.3

(注) 1. 販売用不動産の仕入実態を明確にするため、上記仕入高には販売用不動産本体価格を記載し、リフォーム資材を含む仕入に係る付随費用は除いております。

2. 賃貸管理事業及びリフォーム事業については、仕入実績がないため、記載を省略しております。

### (3) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
賃貸管理事業	50,517	153.0	8,469	92.0
リフォーム事業	94,262	74.7	16,401	44.9
合計	144,780	90.9	24,870	54.4

(注) 1. 売買取販事業については、受注実績がないため、記載を省略しております。

2. リフォーム事業の受注残高の前年比の減少要因は、大型案件の完工によるものであります。

### (4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
売買取販事業	544,600	148.0
賃貸管理事業	355,474	96.7
リフォーム事業	131,598	120.0
その他	2,534	58.8
合計	1,034,207	121.7

(注) 1. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### 担当J-Adviserとの契約について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、G-F A S株式会社（以下「同社」とします。）を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、同社との間で、J-Adviser契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の契約解除に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社が次のいずれかに該当する場合には、同社はJ-Adviser契約を即日無催告解除することができる。

#### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 有価証券上場規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

#### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからc

までに掲げる場合その他、当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合  
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合  
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）  
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
  - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他、当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ c の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社化する株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

- ⑧ 発行情報等の提出遅延  
当社が提出の義務を有する発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
次の a 又は b に該当する場合  
a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合。  
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等  
当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限  
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化  
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合  
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）  
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。  
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）  
d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。  
e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。  
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。  
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得  
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

次のaからcのいずれかに該当する場合

- a 当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。
- b 当社が委託する専門機関による調査の結果、当社が反社会的勢力の関与を受けているとの疑いが生じたとき。
- c その他、当社が反社会的勢力の関与を受けている又は関与を受けている疑いがあると当社が認めたとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

なお、本発行者情報の公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて98,889千円減少し、2,010,983千円となりました。

これは主として、現金及び預金が183,199千円減少した一方、販売用不動産が75,182千円増加したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて196,310千円増加し、4,001,783千円となりました。

これは主として、建設仮勘定が203,893千円、土地が33,949千円増加した一方、減価償却費の計上等により建物及び構築物が38,115千円減少したことによります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて97,421千円増加し、6,012,766千円となりました。

#### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて79,686千円増加し、1,566,897千円となりました。

これは主として、短期借入金が121,600千円、未払法人税等が27,613千円増加した一方、1年内償還予定の社債が100,000千円減少したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて39,033千円減少し、3,991,141千円となりました。

これは主として、長期借入金が31,217千円減少したこと、および社債10,000千円を1年内償還予定の社債に振替えたことにより減少したことによります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて40,652千円増加し、5,558,038千円となりました。

#### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて56,768千円増加し、454,728千円となりました。

これは、利益剰余金が56,768千円増加したことによります。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

2025年12月31日現在における重要な新設等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)アンサー倶楽部	賃貸用不動産建設 (福岡県北九州市)	賃貸管理事業	賃貸用 不動産	665,000	471,808	借入金	2024年9月	2026年2月	(注)2. (注)3.
(株)アンサー倶楽部	賃貸用不動産建設 (福岡県京都郡)	賃貸管理事業	賃貸用 不動産	480,000	71,424	借入金	2025年12月	2027年2月	(注)2.
(株)アンサー倶楽部	賃貸用不動産建設 (福岡県行橋市)	賃貸管理事業	賃貸用 不動産	未定	33,949	借入金	未定	未定	(注)2.

- (注) 1. 上記金額には、消費税等が含まれております。  
2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。  
3. 該当物件は2026年2月に完工しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別 及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間連結会計期間 末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数 (株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	—	700,000	—	100,000	—	—

#### (6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
三谷 俊介	福岡県北九州市小倉北区	545,000	77.86
株式会社リロググループ	東京都新宿区新宿四丁目3番23号	140,000	20.00
石原 孝七郎	福岡県北九州市小倉北区	7,000	1.00
前田 啓美	福岡県北九州市小倉北区	7,000	1.00
株式会社ブロードウッド	福岡県北九州市小倉北区中井一丁目 16番25号	1,000	0.14
計	—	700,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年7月から2025年12月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、本発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間連結財務諸表について、清友監査法人の期中レビューを受けております。

1. 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,202,289	1,019,090
売掛金	24,246	25,756
販売用不動産	837,750	912,933
未成工事支出金	5,665	3,762
原材料及び貯蔵品	890	826
その他	39,239	48,825
貸倒引当金	△210	△211
流動資産合計	2,109,872	2,010,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,235,239	2,197,124
土地	1,307,901	1,341,851
建設仮勘定	158,395	362,288
リース資産（純額）	2,478	2,212
その他（純額）	15,228	13,487
有形固定資産合計	3,719,242	3,916,964
無形固定資産		
その他	10,989	10,396
無形固定資産合計	10,989	10,396
投資その他の資産		
投資有価証券	438	528
繰延税金資産	6,503	11,887
その他	68,323	62,030
貸倒引当金	△23	△22
投資その他の資産合計	75,241	74,423
固定資産合計	3,805,473	4,001,783
資産合計	5,915,345	6,012,766

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,580	39,418
短期借入金	421,000	542,600
1年内償還予定の社債	120,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	503,457	499,823
リース債務	538	553
預り金	207,757	219,795
未払消費税等	14,422	7,562
未払法人税等	6,602	34,215
賞与引当金	9,797	10,813
その他	163,053	192,115
流動負債合計	1,487,210	1,566,897
固定負債		
社債	20,000	10,000
長期借入金	3,996,875	3,965,657
リース債務	2,237	1,957
その他	11,063	13,527
固定負債合計	4,030,175	3,991,141
負債合計	5,517,385	5,558,038
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	297,959	354,728
株主資本合計	397,959	454,728
純資産合計	397,959	454,728
負債純資産合計	5,915,345	6,012,766

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	849,762	1,034,207
売上原価	365,502	485,871
売上総利益	484,259	548,336
販売費及び一般管理費	※1 426,979	※1 437,568
営業利益	57,280	110,767
営業外収益		
受取利息	83	1,097
受取配当金	1,951	—
補助金収入	299	1,019
助成金収入	726	1,100
受取商標権使用料	—	700
その他	645	800
営業外収益合計	3,705	4,716
営業外費用		
支払利息	24,413	29,232
その他	1,311	484
営業外費用合計	25,725	29,717
経常利益	35,260	85,767
特別利益		
投資有価証券売却益	23,667	—
特別利益合計	23,667	—
税金等調整前中間純利益	58,927	85,767
法人税、住民税及び事業税	19,313	34,383
法人税等調整額	△892	△5,384
法人税等合計	18,421	28,999
中間純利益	40,506	56,768
親会社株主に帰属する中間純利益	40,506	56,768

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純利益	40,506	56,768
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△16,513	—
その他の包括利益合計	△16,513	—
中間包括利益	23,993	56,768
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	23,993	56,768

## ③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	58,927	85,767
減価償却費	60,108	59,027
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,500	1,015
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△236	0
受取利息及び受取配当金	△2,034	△1,097
支払利息	24,413	29,232
助成金収入	△726	△1,100
補助金収入	△299	△1,019
受取商標権使用料	—	△700
投資有価証券売却益	△23,667	—
売上債権の増減額 (△は増加)	8,210	△1,509
販売用不動産の増減額 (△は増加)	△200,503	△82,941
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,532	△1,162
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△6,838	△6,859
その他	24,654	43,964
小計	△64,023	122,617
利息及び配当金の受取額	2,034	1,261
利息の支払額	△26,305	△29,853
助成金の受取額	726	1,100
補助金の受取額	299	1,019
商標権使用料の受取額	—	700
法人税等の支払額	△11,881	△6,934
営業活動によるキャッシュ・フロー	△99,150	89,911
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△60,840	△248,290
投資有価証券の売却による収入	54,567	—
投資有価証券の取得による支出	△258	△90
敷金及び保証金の回収による収入	1,465	640
敷金及び保証金の差入による支出	—	△1,883
その他	△466	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,532	△249,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	87,500	121,600
長期借入れによる収入	226,300	54,263
長期借入金の返済による支出	△90,382	△89,114
社債の償還による支出	△20,000	△110,000
リース債務の返済による支出	△238	△265
財務活動によるキャッシュ・フロー	203,179	△23,517
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	98,496	△183,199
現金及び現金同等物の期首残高	1,127,554	1,202,289
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,226,051	※ 1,019,090

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
給与手当	167,109千円	166,029千円
賞与引当金繰入額	6,840	10,813
貸倒引当金繰入額	△56	0

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,226,051千円	1,019,090千円
現金及び現金同等物	1,226,051	1,019,090

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

## I 前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	売買取販 事業	賃貸管理 事業	リフォーム 事業	計		
① 不動産販売	149,033	—	—	149,033	—	149,033
② 不動産仲介	213,685	32,785	—	246,470	—	246,470
③ 不動産管理	2,811	100,675	—	103,486	—	103,486
④ 請負工事	585	49,552	109,600	159,738	—	159,738
⑤ その他	1,976	4,185	47	6,209	4,309	10,519
顧客との契約から生じる 収益	368,091	187,198	109,648	664,938	4,309	669,248
その他の収益	—	180,513	—	180,513	—	180,513
外部顧客への売上高	368,091	367,712	109,648	845,452	4,309	849,762

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

## II 当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	売買取販 事業	賃貸管理 事業	リフォーム 事業	計		
① 不動産販売	288,986	—	—	288,986	—	288,986
② 不動産仲介	249,617	22,106	—	271,723	—	271,723
③ 不動産管理	3,292	104,470	—	107,763	—	107,763
④ 請負工事	—	44,349	131,598	175,947	—	175,947
⑤ その他	2,704	4,399	—	7,103	2,534	9,637
顧客との契約から生じる 収益	544,600	175,325	131,598	851,524	2,534	854,058
その他の収益	—	180,149	—	180,149	—	180,149
外部顧客への売上高	544,600	355,474	131,598	1,031,673	2,534	1,034,207

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

I 前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	売買取販 事業	賃貸管理 事業	リフォーム 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	368,091	367,712	109,648	845,452	4,309	—	849,762
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	368,091	367,712	109,648	845,452	4,309	—	849,762
セグメント利益	91,122	107,554	18,261	216,938	3,464	△163,122	57,280
セグメント資産	363,389	3,716,425	15,629	4,095,444	12,982	1,737,870	5,846,297
その他の項目							
減価償却費	275	57,453	100	57,830	845	1,432	60,108
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	—	59,124	—	59,124	—	1,716	60,840

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- ① セグメント利益の調整額△163,122千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- ② セグメント資産の調整額1,737,870千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産及び投資有価証券等であります。
- ③ 減価償却費の調整額1,432千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,716千円は、各報告セグメントに配分しない資産であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	売買取販 事業	賃貸管理 事業	リフォーム 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	544,600	355,474	131,598	1,031,673	2,534	—	1,034,207
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	544,600	355,474	131,598	1,031,673	2,534	—	1,034,207
セグメント利益	144,516	121,335	12,783	278,635	1,689	△169,557	110,767
セグメント資産	963,157	3,502,001	10,690	4,475,849	13,676	1,523,240	6,012,766
その他の項目							
減価償却費	664	56,172	100	56,937	845	1,244	59,027
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	10,447	237,842	—	248,290	—	107	248,397

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- ① セグメント利益の調整額△169,557千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- ② セグメント資産の調整額1,523,240千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産及び投資有価証券等であります。
- ③ 減価償却費の調整額1,244千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額107千円は、各報告セグメントに配分しない資産であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益	57円87銭	81円10銭

(注) 1. 中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	40,506	56,768
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	40,506	56,768
普通株式の期中平均株式数(株)	700,000	700,000

(重要な後発事象)

(1) 資金の借入

当社は、2026年2月27日開催の取締役会決議に基づき、当社連結子会社の株式会社アンサー倶楽部において、次のとおり資金の借入を実行しております。

借入の概要

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1. 資金使途  | 賃貸用不動産の取得    |
| 2. 借入先   | 株式会社西日本シティ銀行 |
| 3. 借入金額  | 650百万円       |
| 4. 利率    | 変動1.3%       |
| 5. 借入実行日 | 2026年2月27日   |
| 6. 借入期間  | 35年          |
| 7. 担保資産  | 不動産          |
| 8. 保証    | 無            |

(2) 今後の見通し

本件が、2026年6月期の連結業績に与える影響は軽微であります。次期(2027年6月期)の業績に与える影響等、今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月27日

株式会社アンサーホールディングス

取締役会 御中

清友監査法人

京都事務所

指定社員

公認会計士

市田知史

業務執行社員

指定社員

公認会計士

三牧潔

業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンサーホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンサーホールディングス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上